

平成30年1月12日

三原市契約課

平成31・32年度の建設工事入札参加資格審査申請に係る解体工事の取り扱いについて

解体工事に係る建設業法上の許可の経過措置が平成31年5月31日で終了することに伴い、平成31・32年度の建設工事入札参加資格申請において、「解体工事」の登録を希望する場合は、「解体工事業」の許可を受けた上で「解体工事の経営事項審査」を受けている必要があります。つきましては、次回の当初申請時（平成30年の秋ごろ予定）までに必要な手続きを行ってください。

	現行（平成29・30年度）	次回（平成31・32年度）
名簿の有効期間	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日	平成31年4月1日～ 平成33年3月31日
対象の入札参加資格	解体工事	解体工事
資格認定に必要な建設業許可	解体工事業 とび・土工・コンクリート工事業	解体工事業
格付けに適用する客観数値	経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄の総合評定値	経営事項審査結果通知書の「解体」欄の総合評定値
完成工事高の評価	経営事項審査結果通知書の「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」欄に記載される金額	経営事項審査結果通知書の「解体」欄に記載される金額

※完成工事高に金額が入っていない場合は認定できません。

※当初の入札参加資格審査申請終了後に、解体工事業の許可及び経営事項審査の通知を受け、「解体工事」の名簿登録を希望する場合は、平成31・32年度の追加申請で受け付けます。

※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当します。

問合せ先：三原市財務部契約課
電話番号：0848-67-6093